

## 新型コロナウイルス感染症の陰性証明書等について

当院では、新型コロナウイルス感染症にかかっていないことの証明書（陰性証明書）は発行しておりません。また、新型コロナウイルス感染症から回復された患者さんに対し、職場復帰する際に、「感染していない」、「治っている」ことを証明する目的での証明書（治癒証明書）も発行しておりません。

※本件については、厚生労働省から以下の指針が出されております。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条に規定する就業制限の解除に関する取扱について」

（令和2年5月1日事務連絡厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000627457.pdf>

現在、PCR検査は、医師が診療のために必要と判断した場合、または、公衆衛生上の観点から自治体が必要と判断した場合に実施しています。そのため、医師や自治体にPCR検査が必要とされていない労働者について、事業所等からの依頼により、各種証明書が発行されることはありません。

また、新型コロナウイルス感染症患者については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、入院・宿泊療養・自宅療養を終えるものであるため、療養終了後に勤務等を再開するに当たって、職場等に陰性証明を提出する必要はありません。

皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。



令和2年8月27日

茨城県立中央病院